

公園施設等における無人航空機の飛行の規制に関するガイドライン

平成27年9月3日策定

1 背景等

無人航空機については、写真、映像の撮影や施設、設備の維持管理などの分野で利用が広がっている一方で、爆発物、毒劇物等を搭載した無人航空機による重要施設の損傷や搭載したカメラでの撮影によるプライバシーの侵害への懸念、無人航空機の頭上からの落下、接触による事故等の安全・安心面における課題もある。

現在、国においては、無人航空機による重要施設の損傷や搭載したカメラでの撮影によるプライバシーの侵害を防止するため、運用ルール等について検討がなされているところである。

県としては、国の検討状況を踏まえ、まずは緊急的な措置として、無人航空機の頭上からの落下、接触等による県民の生命、身体及び財産への被害防止について、早急に対応する必要がある。このため、不特定多数の県民が利用する公園施設等における無人航空機の飛行の規制についての基本的なルールとして、このガイドラインを定めるものである。

2 無人航空機の飛行の規制

無人航空機の頭上からの落下、接触等による県民の生命、身体及び財産への被害防止のための措置として、不特定多数の県民が利用する公園施設等（当該施設の上空を含む。以下同じ。）において無人航空機の飛行を規制する。ただし、「6 無人航空機の多面的活用等への対応」及び「7 施設設置者等の行為」に該当する場合にあっては、この限りでない。

3 無人航空機の飛行を規制する公園施設等

無人航空機の飛行を規制する公園施設等は、次のとおり。

- (1) 公園施設
- (2) 港湾施設の一部（主に緑地、マリーナや客船のふ頭等として利用されている港湾施設の一部。対象施設等について公示を行う。）

4 飛行を規制する無人航空機

航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他の機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの

これにより、いわゆるドローン、マルチコプター、ラジコン飛行機、ラジコンヘリコプターなどの飛行が規制される。

5 無人航空機の飛行規制の対応

不特定多数の県民が利用する公園施設等において無人航空機を飛行させることを「他の利用者に迷惑をかける行為」として該当する条例で規制する。

当該条例の迷惑行為の禁止規定又は迷惑行為をしない旨の遵守規定に基づき当該施設において無人航空機の飛行を規制する。

なお、不特定多数の県民が集合するイベントについても、その会場となる施設に係る条例の規定に基づき無人航空機の飛行を同様に規制する。

6 無人航空機の多面的活用等への対応

無人航空機の様々な分野における活用、新たな産業創出の取組み等に応えるため、以下の場合は、「知事が特別の理由があると認めるもの」として、無人航空機の飛行を規制しないこととする。

(1) 業務（報道目的を含む。）として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をする場合

(2) 周囲の安全確認を条件として、飛行目的、態様からその飛行を認めるもの

ア 教育機関、研究機関、民間事業者が学術、研究、技術開発等のために飛行させる場合

イ 接触しても人及び物件の安全が損なわれるおそれのない超軽量のもの（重量が数百グラム程度以下のもの）を飛行させる場合

なお、(1)については個別の条例で知事の許可が必要となる場合がある。また、(1)と(2)アについては、個別の条例で知事の許可が必要でない場合であっても、知事が特別の理由があると認める際に許可制と同等程度の手続を必要とすることとする。(2)イについては、定性的に定めて周知することとし、施設設置者等が確認することとする。

7 施設設置者等の行為

次のとおり施設設置者等の施設、設備の維持管理等の業務の一環として無人飛行機を飛行させる場合は、規制対象外とする。

(1) 施設設置者（指定管理者を含む。）が施設、設備の点検のために飛行させる場合

(2) 公園施設等内に民間事業者等が権原を有する施設、設備の点検のために飛行させる場合

(3) 施設設置者（指定管理者を含む。）が施設、設備の災害対応のために飛行させる場合

(4) 公園施設等内に民間事業者等が権原を有する施設、設備の災害対応のために飛行させる場合

8 過料の適用

公園施設等において、条例の規定に反し無人航空機を飛行させた場合は、原則として過料の対象とするものとする。

9 条例の対応案

このガイドラインに定める事項に対応するため、「3 無人航空機の飛行を規制する公園施設等」に掲げる施設の条例の対応案については、別表のとおりとする。

10 民間団体、市町村への情報提供

民間施設、市町村施設においても無人航空機の落下、接触等による県民の生命、身体及び財産への被害防止を図る観点から、このガイドラインを参酌し、所要の措置を講じることができるよう、民間団体、市町村に対し必要な情報提供に努めていくこととする。

11 実施に向けたスケジュール

このガイドラインに基づき条例改正を必要とする公園施設等にあつては、平成 27 年 9 月議会に提案のうえ、同年 10 月中旬の施行を目指す。既存の規定に基づき無人航空機の飛行を規制できる公園施設等にあつてはガイドライン策定後、直ちに適用を予定。このため、対象となる公園施設等においては、看板の掲示、ホームページでの案内等を通じ、利用者への周知、協力依頼を行う。

12 国において検討されている事項

無人航空機の飛行規制や無人航空機を利用して撮影した映像等のインターネット上の取扱い等は、現在、国において検討されているところである。県としては、国の検討状況を踏まえながら、必要に応じて対応を検討するものとする。

- (1) 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案

国会議事堂等の国の重要な施設及びその周辺地域の上空において、小型無人機の飛行を規制するもの。現在、国会において審議中

- (2) 航空法の一部を改正する法律案

無人航空機の飛行に関し、航空機の航行や地上の人・物の安全を確保するため、無人航空機の飛行の禁止区域及び無人航空機の飛行の方法を定めるもの。現在、国会において審議中

- (3) 「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに関するガイドライン(案)

ドローンを利用して被撮影者の同意なしに映像等を撮影した場合、撮影した者が被撮影者に対してプライバシー侵害等として損害賠償責任を負うことになる蓋然性を低くするための取組みを例示するもの

なお、ドローンを利用して被撮影者の同意なしに映像等を撮影し、インターネット上で公開することは、民法(明治 29 年法律第 89 号)の不法行為による損害賠償責任を負うことや、人が通常衣服を着けないでいるような場所を撮影した場合は、軽犯罪法(昭和 23 年法律第 39 号)、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和 38 年富山県条例第 17 号)の罪に該当することとなる。

13 ガイドラインの見直し

このガイドラインは、「2 無人航空機の飛行の規制」で記載したとおり、無人航空機の頭上からの落下、接触等による県民の生命、身体及び財産への被害防止のための措置として、不特定多数の県民が利用する公園施設等における無人航空機の飛行の規制の基本的なルールを定めたものである。今後、「12 国において検討されている事項」に掲げる事項の検討結果、その運用状況等を踏まえ、必要に応じて、このガイドラインの見直しを行うこととする。

別表

条例名	対象施設	条例の対応案
富山県立都市公園条例（昭和 52 年富山県条例第 41 号）	富岩運河環水公園、総合運動公園、県庁前公園、五福公園、岩瀬スポーツ公園、空港スポーツ緑地、常願寺川公園	・ 適正な利用との調整規定及び無人航空機の飛行を規制する規定の追加 ・ 過料規定の見直し
富山県置県百年記念県民公園条例（昭和 58 年富山県条例第 4 号）	県民公園太閤山ランド、県民公園新港の森	・ 適正な利用との調整規定及び無人航空機の飛行を規制する規定の追加 ・ 過料規定の見直し
	県民公園頼成の森、県民公園自然博物館、県民公園野鳥の園	
富山県利賀芸術公園条例（平成 6 年富山県条例第 41 号）	利賀芸術公園	・ 適正な利用との調整規定の追加 ・ 過料規定の追加
富山県立自然公園条例（昭和 46 年富山県条例第 4 号）	有峰県立自然公園、白木水無県立自然公園、朝日県立自然公園、五箇山県立自然公園、医王山県立自然公園、僧ヶ岳県立自然公園	・ 既存の規定で対応
富山県立山山麓 ^{ろく} 家族旅行村条例（昭和 56 年富山県条例第 3 号）	立山山麓 ^{ろく} 家族旅行村	・ 適正な利用との調整規定の追加 ・ 過料規定の追加
富山県花総合センター条例（昭和 62 年富山県条例第 4 号）	花総合センター	・ 適正な利用との調整規定及び無人航空機の飛行を規制する規定の追加 ・ 過料規定の追加
富山県 21 世紀の森条例（昭和 58 年富山県条例第 3 号）	21 世紀の森	・ 適正な利用との調整規定及び無人航空機の飛行を規制する規定の追加 ・ 過料規定の追加
富山県植物公園条例（平成 5 年富山県条例第 54 号）	中央植物園	・ 過料規定の追加
富山県有峰森林文化村条例（平成 14 年富山県条例第 39 号）	有峰森林文化公園	・ 適正な利用との調整規定及び無人航空機の飛行を規制する規定の追加 ・ 過料規定の見直し
富山県港湾管理条例（昭和 37 年富山県条例第 35 号）	伏木富山港の一部（海王丸パークほか）	・ 知事が指定する港湾施設での無人航空機の飛行を規制する規定の追加